

**改正**

昭和46年7月8日条例第32号  
昭和47年3月30日条例第10号  
昭和48年4月1日条例第7号  
昭和48年12月21日条例第37号  
昭和50年4月1日条例第12号  
昭和54年10月1日条例第19号  
昭和55年10月1日条例第20号  
昭和57年8月1日条例第23号  
平成元年1月28日条例第2号  
平成6年3月30日条例第7号  
平成9年3月26日条例第10号  
平成12年1月20日条例第7号  
平成12年12月15日条例第50号  
平成13年3月28日条例第7号  
平成14年4月1日条例第17号  
平成14年9月20日条例第27号  
平成22年3月24日条例第24号  
平成24年3月23日条例第6号  
平成25年3月25日条例第18号  
平成26年3月26日条例第7号  
平成31年3月27日条例第10号  
令和2年3月25日条例第8号  
令和4年6月16日条例第14号

千歳市営住宅条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 整備基準（第3条・第3条の2）

第3章 公営住宅の管理（第4条—第28条）

第4章 改良住宅の管理（第29条—第33条）

第5章 みなし特定公共賃貸住宅の管理（第34条—第37条）

第6章 単独住宅の管理（第38条—第43条）

第7章 雑則（第44条—第60条）

第8章 罰則（第61条）

附則

## 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号。以下「改良法」という。）その他の法令に定めるもののほか、市営住宅及び共同施設の整備、設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）市営住宅 公営住宅、改良住宅及び単独住宅をいう。
- （2）公営住宅 法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。
- （3）改良住宅 改良法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。
- （4）単独住宅 法第44条第3項の規定により公営住宅の用途を廃止して、第39条に規定する入居資格のある者に賃貸するための住宅及びその附帯施設をいう。
- （5）共同施設 法第2条第9号に規定する共同施設及び改良法第2条第7項に規定する地区施設をいう。
- （6）収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。

## 第2章 整備基準

（市営住宅及び共同施設の整備基準）

**第3条** 市営住宅及び共同施設（以下この条において「市営住宅等」という。）は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

2 市営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

3 市営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、市営住宅等の整備基準は、規則で定める。

(種類、位置、構造等)

**第3条の2** 市営住宅の種類、位置、構造等は、規則で定める。

### 第3章 公営住宅の管理

(入居者の募集方法)

**第4条** 公営住宅の入居者の募集は、法第22条第1項の規定により特定の者を入居させる場合を除くほか、公募による。

2 前項の公募は、次に掲げる方法のうち2以上の方法により行うものとする。

(1) 市広報紙

(2) 新聞

(3) 千歳市公告式条例(昭和25年千歳市条例第10号)第2条に規定する掲示場又はその他適当な場所に掲示

(4) その他適当な方法

3 前項の公募に当たっては、公営住宅の種類ごとに、団地名、戸数、規格、家賃、入居資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示しなければならない。

(入居者の資格)

**第5条** 公営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条の国土交通省令で定める基準に適合するものの区域内において同法第5条第1項第1号の災害により滅失した住宅に居住していた者及び当該市町村の区域内において実施される都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第15項に規定する都市計画事業その他被災市街地復興特別措置法第21条の国土交通省令で定める市街地の整備改善及び住宅の供給に関する事業の実施に伴い移転が必要となつた者、東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第19条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第27条に規定する特定帰還者及び同法第39条に規定する居住制限者にあつては、第3号に掲げる条件。ただし、東日本大震災復興特別区域法第19条に規定する被災者等については、同条の認定を受けた復興推進計画に記載された同条第2項の期間が満了する日(その日が令和3年3月11日後の日であるときは、同月11日)までの間に限る。)を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。
  - (2) その者の収入がア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。
    - ア 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合 214,000円
    - イ アに掲げる場合以外の場合 158,000円
  - (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
  - (4) 市内に住所又は勤務場所を有すること。
  - (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
  - (6) その者又はその者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
  - (7) その者又はその者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族が過去に市営住宅に入居していた場合にあつては、次のア又はイに掲げる条件に該当しないこと。
    - ア 当該市営住宅の賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があること。
    - イ 法第32条第1項又はこの条例第24条第1項の規定による明渡しの請求を受けて、当該市営住宅を明け渡した者であること。
- 2 市長が別に定める者にあつては、前項第1号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。
  - 3 第1項第2号アに規定する特に居住の安定を図る必要があるものである場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
    - (1) 入居者又は同居者が障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度がア、イ又はウのいずれかに該当する程度である場合
      - ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
      - イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6

条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(2) 入居者又は同居者が戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症に該当する程度である場合

(3) 入居者又は同居者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている場合

(4) 入居者又は同居者が海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない場合

(5) 入居者又は同居者がハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等である場合

(6) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(7) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

4 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の公営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、第1項の条件を具備する者とみなす。

5 法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係る公営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる公営住宅の入居者は、第1項第1号から第3号まで(第2項に規定する市長が別に定める者にあつては、第1号を除く。)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居の申込み)

**第6条** 前条に規定する入居資格のある者で公営住宅に入居しようとする者は、入居申込書を市長に提出しなければならない。

(入居者の選考)

**第7条** 前条の入居申込書を提出した者(以下「入居申込者」という。)の数が入居させるべき公営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。

(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある

住宅に居住している者

(2) 他の世帯と同居して著しく生活上不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

(3) 住宅の規模又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者

(4) 正当な理由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者(自己の責に帰すべき理由に基づく場合を除く。)

(5) 住宅がないため勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者

(6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者

2 市長は、前項各号のいずれかに該当する入居申込者の数が入居させるべき公営住宅の戸数を著しく超える場合においては、公開抽選によつて必要と認める数の入居予定者を抽出する。

3 市長は、前項の規定によつて抽出した者について、住宅に困窮する実情を調査し、第57条第1項の千歳市営住宅審議会の意見を聴いて、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。

4 市長は、第1項各号に掲げる者のうち、次の各号のいずれかに該当する者で、速やかに公営住宅に入居することを必要としていると認めるものについては、前2項の規定にかかわらず、市長が割当をした公営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(1) 法第22条第1項に規定する事由に係る者

(2) 20歳未満の子を現に扶養している寡婦又は寡夫

(3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者

(4) 引揚者

(5) 市長が定める基準に該当する低額所得者

(6) その他前各号に準ずる者で、市長が特に必要と認めた者

5 市長は、前各項の規定により入居者を決定した場合には、当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し、その旨を通知する。

(入居補欠者)

**第8条** 市長は、前条の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに、補欠として別に入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 市長は、入居決定者が公営住宅に入居しないとき、又は入居者が次の入居者公募の日までに公営住宅を立ち退いたときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければ

ばならない。

(入居の手続)

**第9条** 入居決定者は、当該入居の決定のあつた日から10日以内に、市長に請書を提出するとともに、第16条に規定する敷金を納付しなければならない。

2 入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項に定める手続をしなければならない。

3 市長は、入居決定者が第1項又は前項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、公営住宅の入居の決定を取り消すことができる。

4 市長は、入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対し、速やかに公営住宅の入居可能日を通知しなければならない。

5 入居決定者は、前項の規定による入居可能日から1週間以内に入居しなければならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(同居の承認)

**第10条** 入居者は、当該公営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、入居者が同居させようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしてはならない。

(1) その者が暴力団員であるとき。

(2) その者が過去に市営住宅に入居していた場合で、次のア又はイに掲げる条件に該当するとき。

ア 当該市営住宅の賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があること。

イ 法第32条第1項又はこの条例第24条第1項の規定による明渡しの請求を受けて、当該市営住宅を明け渡した者であること。

(名義変更)

**第11条** 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き公営住宅を使用しようとするときは、当該入居者と同居していた者は、市長に名義変更の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けることができる者の範囲は、市長が別に定める。

- 3 市長は、第1項の許可を受けようとする者又は当該許可を受けようとする者と現に同居する者が暴力団員であるときは、同項の許可をしてはならない。

(家賃の決定)

**第12条** 公営住宅の家賃は月額とし、法第16条第1項本文の規定に基づく政令第2条に規定する算出方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、法第34条の規定による請求を行つたにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

- 2 政令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が別に定める。
- 3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、政令第3条に規定する方法により算出した額とする。
- 4 市長は、公営住宅の入居者（公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第8条各号に掲げる者に限る。）が第18条第1項又は第3項に規定する収入の申告をすること及び法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の家賃を、毎年度、政令第2条で定めるところにより、法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

(家賃の減免又は徴収の猶予)

**第13条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する入居者に対し、家賃の徴収を猶予し、又は規則で定める基準により家賃を減免することができる。

- (1) 入居者の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき。
- (3) 入居者が心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。
- (4) 入居者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により、著しく減少したとき。
- (5) その他前各号に準ずる特別な理由があるとき。

(家賃の納付)

**第14条** 家賃は、第9条第4項に規定する入居可能日から公営住宅を明け渡した日（明渡しの請求



のあつたときは、明渡し請求のあつた日)まで徴収する。

- 2 家賃は、毎月末日(12月にあつては、25日とし、月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日とする。)までにその月分を納付しなければならない。
- 3 前項の期日が千歳市の休日を定める条例(平成3年千歳市条例第13号)第1条第1項に規定する休日に当たるときは、その日の翌日とその期日とみなす。
- 4 入居決定者が新たに公営住宅に入居した場合又は入居者が公営住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときの家賃は、日割家賃とする。
- 5 入居者が、第49条に規定する手続を経ないで公営住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明け渡しの日を認定し、前項の規定により家賃を徴収する。

(督促及び延滞金の徴収)

**第15条** 家賃を前条第2項に規定する納期限までに納付しない入居者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

- 2 入居者は、前項の規定により指定された期限(以下この項及び次項において「指定納期限」という。)までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額にその指定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 3 市長は、入居者が指定納期限までに家賃を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項に規定する延滞金を減免することができる。

(敷金)

**第16条** 市長は、入居者から入居時における家賃(住宅を変更した場合は、変更後の住宅の入居時の家賃)の2月分に相当する額の敷金を徴収する。

- 2 前項の敷金は、入居者が公営住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、これを控除した額を還付する。
- 3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は敷金をその弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。
- 4 市長は、第13条各号に掲げる特別の事情がある場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予を

することができる。

5 敷金には、利子を付さない。

(敷金の運用)

**第17条** 市長は、敷金を国債、地方債又は社債の取得、預金、土地の取得費に充てる等安全確実な方法で運用しなければならない。

2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等入居者の共同の利益のために使用する。

(収入の申告等)

**第18条** 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。

2 前項の規定による収入の申告は、公営住宅法施行規則第7条に規定する方法によるものとする。

3 入居者は、第1項の規定により収入の申告をした場合において、当該申告の内容に異動があつたことその他の理由により当該申告をした収入を修正しようとするときは、市長が定めるところにより、新たに収入の申告をすることができる。

4 市長は、第1項若しくは前項に規定する収入の申告又は法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した入居者の収入に基づき、収入の額を認定し、その額を入居者に通知するものとする。

5 入居者は、前項の規定による認定について、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(収入超過者の認定等)

**第19条** 市長は、毎年度、入居者が公営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、前条第4項の規定により認定した収入の額が第5条第1項第2号に掲げる金額を超えるときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2 収入超過者の認定を受けた入居者は、前項の規定による認定について、市長の定めるところにより意見を述べるることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

3 市長は、収入超過者の認定を受けた入居者が前条第3項の規定による収入の申告をした場合において、同条第4項の規定により認定した収入が第1項の基準を超えないこととなつたときは、当該収入超過者としての認定を取り消し、当該入居者にその旨を通知するものとする。

4 第1項の収入超過者は、当該公営住宅を明け渡すよう努めなければならない。

(高額所得者の認定)

**第20条** 市長は、公営住宅の入居者が当該公営住宅に引き続き5年以上入居している場合において、第18条第4項の規定により認定した収入の額が最近2年間引き続き政令第9条第1項に定める基準を超えるときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。

2 高額所得者の認定を受けた入居者は、前項の規定による認定について、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

3 市長は、高額所得者の認定を受けた入居者が第18条第3項の規定による収入の申告をした場合において、同条第4項の規定により認定した収入が第1項の基準を超えないこととなつたときは、当該高額所得者としての認定を取り消し、当該入居者にその旨を通知するものとする。

4 入居者に配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）以外の同居者がある場合における第1項の算出については、政令第9条第2項に定めるところによる。

(収入超過者及び高額所得者の家賃等)

**第21条** 第19条第1項の規定により収入超過者の認定を受けた入居者は、第12条第1項及び第4項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に公営住宅を明け渡した場合にあつては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、当該収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、政令第8条第2項又は第3項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 前条第1項の規定により高額所得者の認定を受けた入居者は、第12条第1項及び第4項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に公営住宅を明け渡した場合にあつては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

3 第13条から第15条までの規定は、前2項の家賃について準用する。

(高額所得者に対する措置)

**第22条** 市長は、第20条第1項に規定する高額所得者に対し、期限を定めて当該公営住宅の明渡しを請求することができる。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは速やかに当該公営住宅を

明け渡さなければならない。

4 第1項の規定による請求を受けた者が同項の期限が到来しても当該公営住宅を明け渡さない場合には、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で市長が定める額の金銭を徴収することができる。

5 市長は、第1項の規定により請求を受けた者が次に掲げる事情があると認めるときは、その者の申出により明渡し期限を延長することができる。

(1) 入居者が疾病にかかっているとき。

(2) 入居者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき。

(3) 入居者の収入が近く著しく減少することが予想されるとき。

(4) その他特別の事情があるとき。

(期間通算)

**第23条** 市長が第5条第4項に規定する申込みをした入居者を他の公営住宅に入居させた場合における前4条の規定の適用については、公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の公営住宅に入居している期間に通算する。

2 市長が第26条の規定による申出をした入居者を公営住宅建替事業（法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。以下同じ。）により新たに整備された公営住宅に入居させた場合における前4条の規定の適用については、その者が当該公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された公営住宅に入居している期間に通算する。

(明渡しの請求)

**第24条** 市長は、法第32条第1項の規定に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し明渡し日を指定して、公営住宅の明渡しを請求することができる。

(1) 入居者が入居している公営住宅以外に住宅を取得（賃貸借を含む。）したとき。

(2) 入居者が生活の本拠を入居している公営住宅以外の住宅に移したとき。

(3) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

(4) 入居者又は同居者がこの条例に基づく市長の指示又は命令に従わないとき。

(5) 市長が別に定めるところにより、入居者が当該公営住宅の居住要件を欠くこととなつたと

き。

(6) その他市長が公営住宅の管理上必要があると認めるとき。

- 2 前項の規定により公営住宅の明渡しの請求を受けた入居者及び同居者は、速やかに当該公営住宅を明け渡さなければならない。
- 3 市長は、法第32条第1項第1号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。
- 4 市長は、法第32条第1項第2号から第5号までの規定又はこの条第1項各号に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

(公営住宅建替事業による明渡請求等)

**第25条** 市長は、公営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、法第38条第1項の規定に基づき、除却しようとする公営住宅の入居者に対し期限を定めてその明渡しを請求することができる。

- 2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該公営住宅を明け渡さなければならない。
- 3 第22条第4項の規定は、第1項の規定により公営住宅の明渡しの請求を受けた者が当該公営住宅を明け渡さない場合に準用する。この場合において、第22条第4項中「第1項」とあるのは、「第25条第1項」と読み替えるものとする。

(新たに整備される公営住宅への入居)

**第26条** 公営住宅建替事業の施行により除却すべき公営住宅の除却前の最終入居者が、法第40条第1項の規定により当該公営住宅建替事業により新たに整備される公営住宅に入居を希望するときは、市長の定めるところにより、入居の申出をしなければならない。

(公営住宅建替事業等に係る家賃の特例)

**第27条** 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第12条第1項及び第4項並びに

第21条第1項及び第2項の規定にかかわらず、政令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

- 2 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い、当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、前項の規定を準用する。

(社会福祉事業等の使用)

**第28条** 市長は、法第45条第1項の社会福祉法人等（以下この条において「社会福祉法人等」という。）が公営住宅を使用して同項の事業を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、公営住宅の使用を許可することができる。

- 2 市長は、前項の規定により使用許可をするときは、その許可に条件を付することができる。
- 3 社会福祉法人等に公営住宅の使用を許可した場合の使用料は、近傍同種の住宅の家賃以下の額で市長が定める。
- 4 社会福祉法人等による公営住宅の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 第4章 改良住宅の管理

(入居者の資格等)

**第29条** 改良住宅に入居させるべき者は、改良法第18条の規定による。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は入居しなくなつた場合には、当該改良住宅を公営住宅とみなして、入居資格を有する者を当該改良住宅に入居させることができる。この場合において、第4条、第5条、第7条及び第8条の規定は、当該改良住宅の入居について準用する。
- 3 前項後段の規定により第5条の規定を準用する場合においては、同条第1項第2号ア中「214,000円」とあるのは「139,000円」と、同号イ中「158,000円」とあるのは「114,000円」と読み替えるものとする。

(家賃の決定)

**第30条** 改良住宅の家賃は、改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の法（第32条において「旧法」という。）第12条第1項及び住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号）第13条の2第1項の規定によりその例によることとされる公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第248

号)による改正前の政令第4条に規定する算出方法により市長が別に定める。

(割増賃料)

**第31条** 収入超過者の認定を受けた入居者は、前条の家賃に住宅地区改良法施行令第13条の2に規定する割増賃料を加えた額を支払わなければならない。この場合において、当該収入超過者の認定については、第19条第1項から第3項までの規定を準用する。

2 第13条から第15条までの規定は、前項の割増賃料について準用する。

(家賃の変更等)

**第32条** 市長は、改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧法第13条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、改良住宅の家賃(敷金を含む。次項において同じ。)を変更することができる。

2 市長は、前項の規定により旧法第12条第1項に定める月割額(旧法第13条第3項に定める月割額と異なる場合においては、当該月割額)を超えて改良住宅の家賃を決定し、又は変更しようとする場合には、公聴会を開催し、利害関係人及び学識経験者の意見を聴かなければならない。

(準用)

**第33条** 改良住宅の管理については、前4条に定めるもののほか、第6条、第9条から第11条まで、第13条から第18条まで、第24条及び第27条第2項の規定を準用する。

## 第5章 みなし特定公共賃貸住宅の管理

(特定公共賃貸住宅としての使用)

**第34条** 市長は、法第45条第2項に基づき、市内に特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第3条第4号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により公営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要と認める場合において、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅をみなし特定公共賃貸住宅(以下この章において「特定公共賃貸住宅」という。)としてこれらの者に使用させることができる。

2 市長は、特定公共賃貸住宅を特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号。次条及び第37条において「特定優良賃貸住宅法施行規則」という。)で定める基準に従って管理する。

(入居者の資格)

**第35条** 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、特定優良賃貸住宅法施行規則第26条に掲げる者とする。

- 2 特定優良賃貸住宅法施行規則第26条第3号に規定する第7条第2号及び特定優良賃貸住宅法施行規則第26条第5号から第7号までに規定する額は、487,000円とする。
- 3 特定優良賃貸住宅法施行規則第26条第4号に規定する基準は、規則で定める。
- 4 特定優良賃貸住宅法施行規則第26条第7号に規定する基準は、入居者が次の各号のいずれかに該当するものであることとする。
  - (1) 将来において特定優良賃貸住宅法施行規則第1条第1号に規定する同居親族等と同居することとなると見込まれる者
  - (2) 勤務の状況等により特定優良賃貸住宅法施行規則第1条第1号に規定する同居親族等と同居することが困難であると認められる者
- 5 前各項に定めるもののほか、特定公共賃貸住宅の入居者の資格については、第5条第1項第3号から第7号までの規定を準用する。この場合において、同項第6号及び第7号中「現に同居し、若しくは同居しようとする親族」とあるのは「現に同居し、若しくは同居しようとする親族等（特定優良賃貸住宅法施行規則第1条第1号に規定する同居親族等をいう。）」と読み替えるものとする。

(家賃の決定等)

**第36条** 特定公共賃貸住宅の家賃の決定については、第12条の規定を準用する。この場合において、同条第1項及び第4項中「収入」とあるのは「所得」と読み替えるものとする。

- 2 特定公共賃貸住宅の所得の申告等については、第18条の規定を準用する。この場合において、同条中「収入」とあるのは「所得」と読み替えるものとする。

(準用)

**第37条** 特定公共賃貸住宅の管理については、前3条に定めるもののほか、第4条、第6条、第7条（第4項を除く。）、第8条から第11条まで、第13条から第17条まで及び第24条から第27条までの規定を準用する。この場合において、第4条第1項中「法第22条第1項」とあるのは「特定優良賃貸住宅法施行規則第26条第5号及び第6号」と、第6条中「前条」とあるのは「第35条」と、第7条第1項第2号中「親族」とあるのは「特定優良賃貸住宅法施行規則第1条第1号に規定する同居親族等」と、同項第5号中「収入」とあるのは「所得」と、第10条第1項中「親族」とあるのは「特定優良賃貸住宅法施行規則第1条第1号に規定する同居親族等」と、第13条第1号、第3号及び第4号中「収入」とあるのは「所得」と読み替えるものとする。

## 第6章 単独住宅の管理

(単独住宅としての使用)



**第38条** 市長は、法第44条第3項の規定により公営住宅の用途を廃止したときは、当該公営住宅を単独住宅として、入居者に使用させることができる。

(入居者の資格等)

**第39条** 単独住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 入居しようとする者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする者の収入の合計が、487,000円を超えないこと。
- (2) 同居しようとする親族がある者を除き、身体又は精神に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者でないこと。

2 前項各号に定めるもののほか、単独住宅の入居者の資格については、第5条第1項第5号から第7号まで及び同条第4項の規定を準用する。ただし、同条第4項の規定の適用については、法第44条第3項の規定により公営住宅の用途を廃止する以前から当該公営住宅に入居している入居者に限る。

(入居の申込み等)

**第40条** 単独住宅の入居の申込みについては、第6条の規定を準用する。

2 市長は、入居者を決定した場合には、当該入居決定者に対し、その旨を通知する。

(家賃の決定等)

**第41条** 単独住宅の家賃の決定については、第12条の規定を準用する。

2 単独住宅の収入の申告等については、第18条の規定を準用する。

(用途廃止等)

**第42条** 市長は、単独住宅が災害その他の特別の事由によりこれを引き続いて管理することが不適當であると認める場合においては、単独住宅の用途を廃止することができる。

2 市長は、前項の規定により単独住宅の用途を廃止しようとするときは、当該単独住宅の入居者に対し、期限を定めて、明渡しを請求するものとする。

3 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該単独住宅を明け渡さなければならない。

4 市長は、第2項の規定により請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該単独住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

(準用)

**第43条** 単独住宅の管理については、前5条に定めるもののほか、第9条から第11条まで、第13条から第17条まで、第24条（第1項第1号を除く。）及び第27条第2項の規定を準用する。ただし、第27条第2項の規定の適用については、法第44条第3項の規定により公営住宅の用途を廃止する以前から当該公営住宅に入居している入居者に限る。

## 第7章 雑則

### （駐車場）

**第44条** 市営住宅の共同施設として整備された駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定により駐車場の使用を許可した場合には、駐車場の使用料を徴収することができる。
- 3 前項に規定する使用料の額は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として、規則で定める。
- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用許可を取り消し、その明渡しを請求することができる。
  - （1） 使用者が不正の行為によつて使用許可を受けたとき。
  - （2） 使用者が駐車場の使用料を3月以上滞納したとき。
  - （3） 使用者が駐車場を故意に毀損したとき。
  - （4） 使用者が正当な理由なく15日以上駐車場を使用しないとき。
  - （5） 使用者が市営住宅を退去したとき。
  - （6） 使用者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
  - （7） その他市長が駐車場の管理上必要があると認めるとき。
- 5 第24条（第1項を除く。）の規定は、前項に規定する明渡しを請求について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第44条第4項」と、「公営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居者及び同居者」とあるのは「使用者」と、同条第3項中「法第32条第1項第1号」とあるのは「第44条第4項第1号」と、「入居」とあるのは「使用を開始」と、「近傍同種の住宅」とあるのは「近傍同種の駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、「当該公営住宅」とあるのは「当該駐車場」と、同条第4項中「法第32条第1項第2号から第5号までの規定又はこの条第1項各号」とあるのは「第44条第4項第2号から第7号まで」と、「当該公営住宅」とあるのは「当該駐車場」と、「近傍同種の住宅」とあるのは「近傍同種の駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。
- 6 駐車場の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(市の費用負担等)

**第45条** 市長は、市営住宅及び共同施設を良好な状態に保つため、必要な維持、管理及び修繕を行い、その費用は、市が負担する。ただし、入居者の責めに帰すべき事由により生じた修繕及び規則で定める小修繕等に係る費用は、入居者の負担とする。

(入居者の負担費用)

**第46条** 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料（共同施設に係るものを除く。）
- (2) し尿汚物及び塵芥の処理並びに明らかに入居者の責めによる排水管詰りの清掃に要する費用
- (3) エレベーター、給水ポンプその他の附帯施設の使用に要する費用
- (4) その他前各号に準ずるものとして市長が認めるものの費用

(入居者の保管義務)

**第47条** 入居者は、当該市営住宅又は当該共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者が、自己の責めに帰すべき事由によつて当該市営住宅又は当該共同施設の全部又は一部を破損し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(禁止事項等)

**第48条** 入居者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 市長に届出をせず、市営住宅を15日以上不在にすること。
- (2) 市営住宅の全部若しくは一部を転貸し、又はその入居の権利を他に譲渡すること。
- (3) 市営住宅を住宅以外の用途に使用すること。ただし、市営住宅の一部を住宅以外の用途に使用する場合であつて市長の承認を受けたときは、この限りでない。
- (4) 市営住宅を模様替し、若しくは増築し、又は市営住宅の敷地内に建物その他の工作物を設けること。ただし、原状回復又は撤去が容易な場合であつて、市長の承認を受けたときは、この限りでない。
- (5) 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (6) その他市長が必要と認めて禁止すること。

2 市長は、前項第4号ただし書の承認をする場合には、入居者が当該市営住宅を明け渡すときに入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

3 市長は、前項に定めるもののほか、第1項第3号ただし書又は第4号ただし書の承認をする場合には、必要な条件を付することができる。

(退去の手續等)

**第49条** 入居者が市営住宅を退去しようとするときは、その5日前までにその旨を市長に届け出て、市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、前条第1項第4号ただし書の規定により市営住宅の様態替等をしたときは、前項の検査を受ける日までに自己の費用でこれを原状に回復しておかななければならない。ただし、退去するに当たり、原状回復の免除について、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

3 市長は、前項ただし書の承認をする場合には、必要な条件を付することができる。

(住宅管理人)

**第50条** 市長は、市営住宅の管理に関する事務の一部を補助させるため、住宅管理人を委嘱する。

ただし、第54条第1項の規定により市営住宅の管理を市長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、この限りでない。

(住宅の検査)

**第51条** 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の規定により検査する場合は、当該市営住宅の入居者の承諾及び立会いを得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当る者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(意見の聴取)

**第52条** 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者が暴力団員であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

(1) 第7条第5項の規定により市営住宅の入居者を決定しようとする場合 入居の申込みをした者又は当該入居の申込みをした者と現に同居し、若しくは同居しようとする者

(2) 第10条第1項の承認をしようとする場合 新たに同居させようとする者

(3) 第11条第1項の許可をしようとする場合 許可を受けようとする者又は当該許可を受けようとする者と現に同居する者

(4) 第44条第1項の許可をしようとする場合 駐車場を使用しようとする者又は使用者と現に同居する者

2 市長は、市営住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、市営住宅の入居者又は同居者が暴力団員であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

(勧告)

**第53条** 市長は、前条の規定による意見が述べられた場合において市営住宅の管理のため必要があると認めるときは、当該意見に係る入居者又は同居者に対し、市営住宅の明渡しその他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(指定管理者による管理)

**第54条** 市営住宅（共同施設を含む。次条及び第56条において同じ。）の管理は、指定管理者に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に市営住宅の管理を行わせる場合にあつては、第6条、第9条第4項及び第45条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条第2項中「市長が」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て」と、第18条第4項中「その額」とあるのは「指定管理者がその額」と、第19条第1項及び第20条第1項中「その旨」とあるのは「指定管理者がその旨」と、第19条第3項及び第20条第3項中「当該入居者」とあるのは「指定管理者が当該入居者」と、第26条中「入居の申出」とあるのは「指定管理者に入居の申出」と、第45条の見出し中「市」とあるのは「指定管理者」と、同条中「市が」とあるのは「指定管理者が」と、第51条第1項中「市長は」とあるのは「市長及び指定管理者は」と、「市長の」とあるのは「市長又は指定管理者がそれぞれ」とする。

(指定管理者が行う業務)

**第55条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市営住宅の入居者の公募の事務処理に関する業務
- (2) 市営住宅の入居及び退去の手続に関する業務
- (3) 市営住宅の入居者との連絡に関する業務
- (4) 市営住宅に係る申請、届出及び収入申告の受付その他の事務処理に関する業務
- (5) 市営住宅の維持管理に関する業務（市長と指定管理者との協議により定めるものを除く。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める市営住宅の運営に関する業務

(指定管理者の管理の期間)

**第56条** 指定管理者が市営住宅の管理運営を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の

4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から起算して5年の間とする。  
ただし、再指定を妨げない。

(審議会)

**第57条** 市営住宅の総合的施策及び入居者の選考に関する事項を調査審議させるため、市長の附属機関として、千歳市営住宅審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 市営住宅の総合的施策に関すること。
- (2) 入居者の選考に関すること。
- (3) 入居補欠者の決定に関すること。

3 審議会は、次に掲げる者をもつて組織し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 5人
- (2) 民生委員 3人
- (3) その他市長が適当と認める者 1人

(任期)

**第58条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長及び副会長)

**第59条** 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

**第60条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第8章 罰則

**第61条** 詐欺その他不正の行為により、家賃(割増賃料を含む。)又は敷金の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 千歳市営住宅条例（昭和34年千歳市条例第28号）は、廃止する。
- 3 旧千歳市営住宅条例の規定に基づき、許可、決定及び承認を受けたものについては、この条例の規定により許可、決定及び承認を受けたものとみなす。
- 4 当分の間、市営住宅（改良住宅を除く。）に係る第5条第1項の規定の適用については、当該市営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても同項の条件を具備するものとみなす。

### 附 則（昭和46年7月8日条例第32号）

#### 改正

##### 昭和50年4月1日条例第12号

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に市営住宅に入居している者に対するこの条例による改正後の千歳市営住宅条例第23条の2第1項の規定の適用については、同項中「163,000円」とあるのは、当分の間「195,000円」とする。

### 附 則（昭和47年3月30日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則（昭和48年4月1日条例第7号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

### 附 則（昭和48年12月21日条例第37号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 千歳市営住宅条例の一部を改正する条例（昭和46年千歳市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「110,000円」を「145,000円」に、「150,000円」を「174,000円」に改める。

### 附 則（昭和50年4月1日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（千歳市営住宅条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 2 千歳市営住宅条例の一部を改正する条例（昭和46年千歳市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「145,000円」を「163,000円」に、「174,000円」を「195,000円」に改める。

**附 則**（昭和54年10月1日条例第19号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に千歳市営住宅入居者選考委員会委員である者は、別に辞令を発せられない限り、千歳市営住宅審議会委員となるものとする。

**附 則**（昭和55年10月1日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和57年8月1日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成元年1月28日条例第2号）

この条例は、平成元年2月1日から施行する。

**附 則**（平成6年3月30日条例第7号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

**附 則**（平成9年3月26日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された市営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、この条例による改正後の千歳市営住宅条例（以下「改正後の条例」という。）第5条、第12条、第16条、第23条から第24条まで及び第26条から第34条までの規定は適用せず、この条例による改正前の千歳市営住宅条例（以下「改正前の条例」という。）第5条、第12条、第16条、第23条から第24条まで、第26条及び第26条の2の規定は、なおその効力を有する。
- 3 改正後の条例第12条、第23条から第24条までの規定による家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、前項の市営住宅又は共同施設については同項の規定にかかわらず、平成10年3月31日以前においても、改正後の条例の例によりすることができる。
- 4 平成10年4月1日において現に附則第2項の市営住宅に入居している者の平成10年度から平成12年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る改正後の条例第12条第1項本文又は第13条の規定による家賃の額が改正前の条例第12条又は第13条の規定による家賃の額を超える場合にあっては、改正後の条例第12条第1項本文又は第13条の規定による家賃の額から改正前の条例第12条又



は第13条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、改正前の条例第12条又は第13条の規定による家賃の額を加えて得た額とし、その者に係る改正後の条例第24条第1項又は第3項の規定による家賃の額が、改正前の条例第12条又は第13条の規定による家賃の額に改正前の条例第24条の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあっては、改正後の条例第24条第1項又は第3項の規定による家賃の額から改正前の条例第12条又は第13条の規定による家賃の額及び改正前の条例第24条の規定による割増賃料の額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、改正前の条例第12条又は第13条の規定による家賃の額及び改正前の条例第24条の規定による割増賃料を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成10年度	0.25
平成11年度	0.50
平成12年度	0.75

- 5 平成10年4月1日前に改正前の条例の規定によってした請求、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によってしたものとみなす。

**附 則**（平成12年1月20日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成12年12月15日条例第50号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

**附 則**（平成13年3月28日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成14年4月1日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成14年9月20日条例第27号）

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

**附 則**（平成22年3月24日条例第24号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年3月23日条例第6号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年3月25日条例第18号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に57歳以上である者の市営住宅の入居の資格については、この条例による改正後の千歳市営住宅条例第5条第3項第6号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成26年3月26日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成31年3月27日条例第10号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**（令和2年3月25日条例第8号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**（令和4年6月16日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。